

# 幼保連携型認定こども園設置認可事務等取扱要綱

## 第1 目的

この事務等取扱要綱制定の趣旨は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号。以下「条例施行規則」という。）、その他法令の定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可及び内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を図ることを目的とする。

## 第2 用語の意義

- 1 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 公立幼保連携型認定こども園 法第16条に規定する市町村が設置する幼保連携型認定こども園をいう。
  - (2) 私立幼保連携型認定こども園 法第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
  - (3) 公私連携幼保連携型認定こども園 法第34条第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 2 1に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法、府省令、条例及び規則で使用する用語の例による。

## 第3 認可申請に係る審査等

### 1 施設の名称

県内の既存施設の名称と同一又は紛らわしいものでないこと。

## 2 定員

幼保連携型認定こども園の定員は20人以上とする。

## 3 設置運営主体

私立幼保連携型認定こども園の設置運営主体及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下、「公私連携法人」という。）は社会福祉法人、学校法人とする。

## 4 土地・建物

幼保連携型認定こども園の設置に必要な土地及び建物については、抵当権が設定されていないこととし、幼保連携型認定こども園の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とする。

なお、不動産の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合には、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当））による。

## 5 設備

### (1) 園舎及び園庭

条例第19条第1項に規定する園舎及び園庭の基準については、条例施行規則第4条及び第5条に規定する要件を満たすとともに、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科発第891号・雇児保発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「取扱通知」という。）による。

### (2) 園舎に備えるべき設備等

園舎に備えるべき設備等は、条例第20条各号に規定する要件による。

### (3) 食事の提供の特例

条例第15条の規定により、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「食事の外部搬入等について」

という。)による。

## 6 職員

### (1) 職員の数等

条例施行規則第6条に定める園児の教育及び保育に直接従事する者の数（以下、「直接従事者数」という。）については、次に掲げるとおりとする。

#### ア 直接従事者の算定方法

直接従事者数は次の算式により算出すること。

$$\text{直接従事者数} = (\text{0歳児の数} \times 1/3) + (\text{1・2歳児の数} \times 1/6) + (\text{3歳児の数} \times 1/20) + (\text{4歳以上児の数} \times 1/30)$$

※ 年齢区分別にそれぞれ計算し、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

#### イ 直接従事者の常勤換算の方法

施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育教諭等を必要保育教諭（以下、短時間勤務職員）等数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育教諭等の1ヶ月勤務時間数の合計} \div \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員の1ヶ月の勤務時間数 (小数点以下の端数処理を行わない)}}{1}$$

#### ウ 短時間勤務職員を配置する場合は、次の条件全てを満たすこと

①学級担任は原則常勤専任であること。

②常勤職員が各組や各グループに1名以上（配置基準上の定数が2名以上の場合は最低2名）配置されていること。

③常勤職員に代えて短時間勤務職員を充てる場合の当該短時間勤務職員の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

#### エ 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園含む。）においては、次の算式による保育教諭正規雇用率が6割以上とするよう努めること。

$$\text{保育教諭正規雇用率} = \frac{\text{正規雇用保育教諭数}}{\text{公定価格上の基本分単価に含まれる保育教諭数}}$$

### (2) 調理業務の委託

条例第23条第4項ただし書の規定により、調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「食事の外部搬入等について」による。

### (3) その他

認定こども園においては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足すること。

## 第4 設置等の手続き

### 1 設置届出・認可申請の手続き

#### (1) 公立幼保連携型認定こども園の設置

公立幼保連携型認定こども園を設置しようとする市町村は、法第16条の規定により、幼保連携型認定こども園設置届（別記様式第1号）及び添付書類を、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

#### (2) 私立幼保連携型認定こども園の設置

私立保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は、法第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（別記様式第3号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

申請書を受け付けた市町村長は、申請内容を確認の上、意見書（別記様式第2号）を添えて、設置を予定する日の3月前までに、知事に提出するものとする。

#### (3) 公私連携幼保連携型認定こども園の設置

法第34条第1項に基づき、市町村長による公私連携法人の指定を受けて、公私連携幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、同第3項の規定により、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（別記様式第4号）（以下「公私連携設置届」という。）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

公私連携設置届を受け付けた市町村長は、内容を審査の上、適当と認めた場合は、設置を予定する日の3月前までに、次に掲げる書類を添付し知事に提出するものとする。

#### ア 設置主体が提出するもの

第4の1(2)に定める書類

イ 市町村が提出するもの

- ① 市町村長の意見書（別記様式第2号）
- ② 公私連携法人として指定した文書の写し及び協定書（市町村長による原本証明がなされているもの）

## 2 分園の設置

「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」（平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。

なお、分園を設置する場合は、次のとおり事前に協議し、知事の承認を受けた上で、第4の2の(1)または(2)に規定する変更届を提出すること。

### (1) 公立幼保連携型認定こども園の分園を設置

公立幼保連携型認定こども園の分園を設置しようとする市町村は、分園設置事前協議書（別記様式第5号）及び添付書類を、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

### (2) 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園含む）の分園を設置

私立幼保連携型認定こども園の分園を設置しようとする者は、分園設置事前協議書（別記様式第5号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

事前協議書を受け付けた市町村長は、内容を確認の上、意見書（別記様式第2号）を添えて、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

## 3 設置届出・認可事項変更の手続き

### (1) 公立幼保連携型認定こども園の内容変更の手続き

公立幼保連携型認定こども園の内容を変更しようとする市町村は、法第29条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園変更事項届出書（別記様式第6号）及び添付書類を、原則として変更予定日の1月前までに、当該市町村を所管する県福祉事務局長を経由して知事に提出するものとする。

### (2) 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）の内容

## 変更の手続き

幼保連携型認定こども園の内容を変更しようとする市町村以外の者は、府省令第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園変更事項届出書（別記様式第6号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、届出内容を確認の上、原則として変更予定日の1月前までに、知事に提出するものとする。

## 4 廃止・休止の手続き

### (1) 公立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止の手続き

公立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする市町村は、法第16条第1項及び府省令第17条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届（別記様式第7号）及び添付書類を、廃止又は休止しようとする日の3月前までに、知事に提出するものとする。

### (2) 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）を廃止又は休止の手続き

私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）を廃止又は休止しようとする者は、法第17条第1項及び府省令第17条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）承認申請書（別記様式第8号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、申請内容を確認の上、承認を得ようとする日の3月前までに知事に提出するものとする。

## 第5 運営状況の報告の手続き

幼保連携型認定こども園の設置者は、法第30条第1項の規定により、運営状況報告書（別記様式第9号）に関係書類を添えて毎年5月31日までに知事へ提出すること

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

書 類 番 号  
年 月 日

## 幼保連携型認定こども園設置認可届

沖 縄 県 知 事 殿

市町村長 名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第16条の規定により、幼保連携型認定こども園を設置したいので、関係書類を添えて届出をします。

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
設 置 の 目 的					
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面		別添のとおり			
園 則		別添のとおり			
経費の見積り及び維持方法		別添のとおり			
開 設 予 定 年 月 日					
利 用 定 員	区 分	保育を必要とする子	保育を必要とする子以外の子	合 計	
	満3歳以上	人	人	人	
	満3歳未満	人	人	人	
	合 計	人	人	人	
教 育 及 び 保 育 の 目 標 及 び 主 な 内 容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】				
	【教育及び保育の内容の概要】				
	年間開園日数	日			
	開 園 時 間	平 日			
		土 曜 日			
日曜日・祝日					
そ の 他					
子育て支援事業					

## 添付書類

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）に掲げる基準に適合していることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(留意事項)

- ・「設置の目的」の欄は、施設の運営規程に規定する「目的」と合わせてください。
- ・「園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「園則」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「経費の見積り及び維持方法」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「年間開園日数」及び「開園時間」の欄は、「1号認定」と「2号・3号認定」で分ける必要はありませんので注意してください。(2号・3号認定の時間を記載いただければ、それでカバーできるかと思います。)
- ・「子育て支援事業」の欄は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に規定されている下記事業(①～⑤)から選択してください。

①交流スペースの開設及び相談指導

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

②相談指導事業

地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③一時預かり事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

④地域の保育資源に関する連絡調整

地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤地域の保育資源に関する情報提供

地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
第17条第5項に基づく協議に対する市町村長の意見書

市町村長 名

## 1 管内の状況

## (1)人口等の推移

単位:人

年度					現年					
人口 (3月31日現在)										
出生数 (1月～12月)										
就学前児童数 (3月31日現在)										

注)

- 1 年度の記載については、過去4年、現年度及び5年後までの推計を表示すること。
- 2 人口及び就学前児童数の実績値は、住民基本台帳に基づき前年度までの実績を記載すること。また、推計値は、地方自治法に基づく市町村の基本構想等による推計値を記入すること。
- 3 出生数は、人口動態調査に基づき当該年までの実績を記載すること。

## (2)地域の状況

単位:人

	1号	2号	2号	3号	合計
		教育	その他		
量の見込み(必要利用定員総数)(※1)					0
確保方策(利用定員総数)(※2)	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園					0
保育所					0
認定こども園					0
地域型保育事業					0
確認を受けない幼稚園					0
認可外保育施設					0
確保方策—量の見込み	0		0	0	0
整備中の施設・事業所の予定利用定員総数(※3)					0
支給認定子ども数(〇年〇月1日現在)(※4)					0
待機児童数(〇年〇月1日現在)(※5)					0

注

- (※1)市町村子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員総数(申請施設開園予定年度に係るもの)を記載すること。
- (※2)意見書提出時点の利用定員総数を記載すること。
- (※3)市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の予定利用定員総数(申請施設を除く。)を記載すること。(「整備を行っている」とは施設整備補助金の交付決定等により、整備が確実に行われるものを含む。)
- (※4)意見書提出月の初日現在の支給認定子ども数を記載すること。
- (※5)意見書提出月の初日現在の待機児童数を記載すること。

### 3 市町村長の意見

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

沖縄県知事 殿

住 所  
(法人又は団体にあつては所在地)  
法人等名称  
(法人名又は団体名)  
代表者名称

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
設 置 の 目 的					
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面		別添のとおり			
園 則		別添のとおり			
経費の見積り及び維持方法		別添のとおり			
開 設 予 定 年 月 日					
利用定員	区 分	保育を必要とする子	保育を必要とする子以外の子	合 計	
	満3歳以上	人	人	人	
	満3歳未満	人	人	人	
	合 計	人	人	人	
教育及び保育の目標及び主な内容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】				
	【教育及び保育の内容の概要】				
	年間開園日数	日			
	開園時間	平日	○：○○～○：○○		
		土曜日	○：○○～○：○○		
		日曜日・祝日			
その他					
子育て支援事業					

添付書類

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）に掲げる基準に適合していることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(留意事項)

- ・「住所、氏名」の欄は、設置主体となる法人の住所、法人名、理事長名を記載してください。
- ・「設置の目的」の欄は、施設の運営規程に規定する「目的」と合わせてください。
- ・「園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「園則」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「経費の見積り及び維持方法」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「年間開園日数」及び「開園時間」の欄は、「1号認定」と「2号・3号認定」で分ける必要はありませんので注意してください。(2号・3号認定の時間を記載いただければ、それでカバーできるかと思えます。)
- ・「子育て支援事業」の欄は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に規定されている下記事業(①～⑤)から選択してください。

①交流スペースの開設及び相談指導

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

②相談指導事業

地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③一時預かり事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

④地域の保育資源に関する連絡調整

地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤地域の保育資源に関する情報提供

地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書

沖縄県知事 殿

住 所  
(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称  
(法人名又は団体名)

代表者名称

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第1項の規定により、公私連携幼保連携型認定こども園を設置したいので、関係書類を添えて届出をします。

施 設 の 名 称				
施 設 の 所 在 地				
設 置 の 目 的				
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面		別添のとおり		
園 則		別添のとおり		
経費の見積り及び維持方法		別添のとおり		
開 設 予 定 年 月 日				
利用定員	区 分	保育を必要とする子	保育を必要とする子以外の子	合 計
	満3歳以上	人	人	人
	満3歳未満	人		人
	合 計	人	人	人
教育及び保育の目標及び主な内容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】			
	【教育及び保育の内容の概要】			
	年間開園日数	日		
	開園時間	平日	〇：〇〇～〇：〇〇	
		土曜日	〇：〇〇～〇：〇〇	
日曜日・祝日				
その他				
子育て支援事業				

添付書類

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）に掲げる基準に適合していることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(留意事項)

- ・「住所、氏名」の欄は、設置主体となる法人の住所、法人名、理事長名を記載してください。
- ・「設置の目的」の欄は、施設の運営規程に規定する「目的」と合わせてください。
- ・「園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「園則」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「経費の見積り及び維持方法」の欄は、「別添のとおり」としてください。(添付書類で確認するので)
- ・「年間開園日数」及び「開園時間」の欄は、「1号認定」と「2号・3号認定」で分ける必要はありませんので注意してください。(2号・3号認定の時間を記載いただければ、それでカバーできるかと思えます。)
- ・「子育て支援事業」の欄は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に規定されている下記事業(①～⑤)から選択してください。

①交流スペースの開設及び相談指導

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

②相談指導事業

地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③一時預かり事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業

④地域の保育資源に関する連絡調整

地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤地域の保育資源に関する情報提供

地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

書 類 番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

## 分園設置事前協議書

幼保連携型認定こども園設置認可事務等取扱要綱第4の2の規定により、幼保連携型認定こども園分園を設置したいので、関係書類を添えて協議します。

		分園の状況	中心認定こども園の状況
施設名			
所在地			
設置主体			
運営主体			
所有	土地	借地/法人所有/法人所有一部借地	借地/法人所有/法人所有一部借地
関係	建物	賃借/法人所有/法人所有一部賃借	法人所有
定員		人(A) + (B)	
定員規模		人(A)	人(B)
中心認定こども園と分園との距離・時間		距離(〇.〇〇)km 利用交通機関(徒歩、自動車) 所要時間(徒歩〇、自動車〇)分	
分園運営開始予定年月日		年 月 日	
最低基準適合状況			
分園設置理由			
子育て支援事業の内容			
他施設との複合状況		なし/あり (〇〇〇と複合している) ※詳細記載	なし

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。
- 2 関係法令に適合することを証する書類を添付すること。

書 類 番 号

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所  
(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称  
(法人名又は団体名)

代表者名称

認定こども園事項変更届

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第29条第1項及び同法施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり変更したいので届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 す る 事 項	<input type="checkbox"/> 施設の名称 <input type="checkbox"/> 施設の位置（同一の位置で表記が変更の場合） <input type="checkbox"/> 認可定員 <input type="checkbox"/> 建物・設備の規模・構造 <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 法人等設置主体の代表者 <input type="checkbox"/> 法人等設置主体の名称、主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 分園の設置  ※該当する事項にチェック☑すること
【変更前】	【変更後】

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

書 類 番 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長 名

## 幼保連携型認定こども園廃止（休止）届

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条第1項の規定により、次のとおり廃止（休止）したいので、関係書類を添えて届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
廃止又は休止の理由	
園児の処置方法	
廃止の場合 廃止の年月日及び 財産の処分方法	
休止の場合 休止の予定期間	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

書 類 番 号  
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称

(法人名又は団体名)

代表者名称

幼保連携型認定こども園廃止（休止）承認申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり廃止（休止）したいので、関係書類を添えて申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
廃止又は休止の理由	
園児の処置方法	
廃止の場合 廃止の年月日及び 財産の処分方法	
休止の場合 休止の予定期間	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

書 類 番 号  
年 月 日

認定こども園運営状況報告書

沖 縄 県 知 事 殿

住 所  
(法人又は団体にあつては所在地)

法人等名称  
(法人名又は団体名)

代表者名称

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第30条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

記

認定こども園の名称				
施設の所在地				
利 用 定 員	区 分	満 3 歳 未 満	満 3 歳 以 上	計
	保育を必要とする子ども			
	上記以外の子ども	/		
保 育 し て い る 子 ど も の 数 (4月1日現在)	区 分	満 3 歳 未 満	満 3 歳 以 上	計
	保育を必要とする子ども			
	上記以外の子ども	/		

添付書類

次の事項を記載した書類

- ① 職員の配置状況及び職員名簿
- ② 施設設備の状況
- ③ 運営規程又は重要事項説明書
- ④ 子育て支援事業実施状況
- ⑤ 全体的な計画及び1日の標準的な教育及び保育の内容がわかる資料

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。